

## 農用地区域除外申出に必要な提出書類一覧（共通）

No.	書類名	部数	備考	確認欄
1	変更申出書（様式あり）	1	・原則、土地利用予定者が申し出ること。 ・「添付書類一覧」（様式あり）を添付すること。	
2	委任状	1	・行政書士登録番号を記載すること。 ※行政書士以外が代理人となることはできません。	
3	案内図	3	・縮尺 1/1000 程度のもの。 ・申出地の位置を地図にて示すこと。	
4	公図写	1	・証明印のあるもの。 ・申出地および隣接地の地目、地番、地積、所有者名を必ず記載すること。	
5	特定図（求積図）	3	・申出地が筆の一部である場合に、対象となる部分を特定するため、対象地を朱線で明らかにして地積を記載すること。 ・分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のものを用意すること。	
6	事業計画書（様式あり）	3	・すべての項目について記載すること。 ・資材置場や駐車場等を計画している場合は、「事業計画書（資材置場・駐車場等）」を使用すること。	
7	土地登記事項証明書（原本）	1	・取得から3か月以内のもの。	
8	土地利用計画図	3	・開発区境界、建物の配置および形状、給排水計画等を明らかにすること。 ・敷地の拡張の場合、既存敷地の利用状況も図示すること。	
9	土地の選定経過書（様式あり）	1	・土地利用者及び土地所有者の所有地のみならず、第3者の所有地についても幅広く検討すること。 ・土地の位置がわかるもの（地籍図と住宅地図）を添付すること。 ・敷地の拡張の場合は、隣接地のみで良い。（隣接地が第3者の所有地であっても、必ず検討すること。）	
10	土地所有者の名寄帳	1	・共有名義のものを含むこと。	
11	利用予定者の名寄帳	1	・資産が無い場合は、無資産証明を添付すること。 ・住宅建築の場合は、居住予定者全員分について添付すること。	
12	隣地の同意書（様式あり）	1	・隣接する農地所有者からの同意書を添付すること。 ※分断要因とならない道路・水路などを介している場合も隣接と取り扱うので注意。	
13	水利組合の同意書（様式あり）	1	・排水等で水路を利用する場合や、水路に隣接している場合は、水利組合の同意書を添付すること。	
14	土地改良区の同意書（様式あり）	1	・土地改良事業による換地処分があった筆について申し出する場合は、土地改良区の同意書を添付すること。	

## 農用地区域除外申出に必要な提出書類一覧（個別）

No.	書類名	部数	備考	確認欄
15	履歴事項全部証明書（原本）	1	【申出人が法人の場合のみ添付】	
16	建物平面図・立面図	1	【建物の建設を予定している場合のみ添付】 ・建物の寸法が分かるものであること。 ・既製品のカーポートや物置を設置する場合は、カタログを添付すること。	
17	浄化槽の仕様書	1	【浄化槽による排水処理を予定している場合のみ添付】	
18	世帯全員の住民票（原本）	1	【原則、既存宅地の拡張の場合のみ添付】 ・現住所に居住していることの確認のため。	
19	戸籍謄本（原本）	1	【原則、分家住宅の場合のみ添付】 ・土地所有者と利用予定者の親族関係確認のため。	
20	その他		申し出の内容により、この一覧に記載された資料以外にも追加で資料等の提出を求める場合があります。	

## 農用地区域除外申出について

- （様式あり）と記載のあるものについては、市 HP 上で様式をダウンロード可能です。
- 提出書類が全て整っている場合のみ、申出を受け付けます。
- 申出締切日：1 月末、5 月末、9 月末（土日祝日の場合は前日 17 時まで）
- 協議スケジュール（通常）

変更申出締切	1 月末	5 月末	9 月末
変更協議 （農業委員会等）	3 月 5 日	7 月 5 日	1 1 月 5 日
農業振興地域 整備促進協議会	3 月下旬	7 月下旬	1 1 月下旬
県事前協議	4 月 5 日	8 月 5 日	1 2 月 5 日
予め回答	5 月下旬	9 月下旬	1 月下旬
法 1 1 条公告	5 月下旬～7 月中旬	9 月下旬～1 1 月中旬	1 月下旬～3 月中旬
県協議（同意申請）	7 月下旬	1 1 月下旬	3 月下旬
同意	8 月上旬	1 2 月上旬	4 月上旬
法 1 2 条公告	8 月中旬	1 2 月中旬	4 月中旬

※「県部長協議」対象や「不適」回答の申し出などがあつた場合、全体のスケジュールが遅延します。

### ■除外の 6 要件

#### （1 号要件）

申出内容が必要かつ適当であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。

#### （2 号要件）

地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### （3 号要件）

農用地の集団化、農作業の効率化そのほか農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。

#### （4 号要件）

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地利用の集積、集約に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### （5 号要件）

土地改良施設（農業用道路、農業用排水路、ため池等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### （6 号要件）

土地改良事業等の工事が完了した翌年度の初日から起算して 8 年を経過した土地であること。

※土地改良事業等とは、圃場整備、用排水路新設・改修工事、かんがい排水事業等が該当



※申出内容が必ず認められるものではありません。  
 ※農転は、除外後にお手続きをお願いいたします。  
 ※提出前に、関係部署と事前協議をお願いいたします。  
 ※最新の内容は、鹿沼市 HP をご確認ください。